



島根県報

平成26年12月24日（水）

号外 第 169 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 （警 察 本 部） 2

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

島根県公安委員会規則第8号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表農業用道路、林道、港湾道路等の新設又は改築に関する覚書の部の次に次のように加える。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）	第3条第2項	電線共同溝整備道路の指定、変更又は廃止に関する意見の提出
駐車場法（昭和32年法律106号）	第3条第2項	駐車場整備地区に関する都市計画についての意見の提出
駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）	第7条第3項	路外駐車場の認定に関する協議又は意見の提出
中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）	第9条第8項	基本計画の作成に関する同意
都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）	第81条第6項（同条第16項において準用する場合を含む。）	立地適正化計画の作成又は変更に関する協議
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）	第5条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）	地域公共交通網形成計画の作成又は変更に関する協議
	第5条第8項（同条第10項において準用する場合を含む。）	地域公共交通網形成計画の受理
	第8条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）	軌道運送高度化実施計画の作成又は変更に関する意見の提出
	第8条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）	軌道運送高度化実施計画の受理
	第13条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）	道路運送高度化実施計画の作成又は変更に関する意見の提出
	第13条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）	道路運送高度化実施計画の受理
	第27条の2第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）	地域公共交通再編実施計画の作成又は変更に関する意見の提出
	第27条の2第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）	地域公共交通再編実施計画の受理
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第1条（第5条において準用する場合を含む。）	認定申請に関する意見を求める旨の書面の受理

に基づく道路運送高度 化実施計画、地域公共	第2条（第5条において準用する 場合を含む。）	認定申請に関する意見の提出
交通再編実施計画及び 新地域旅客運送事業計 画の認定に係る都道府 県公安委員会の意見の 聴取に関する命令（平 成19年内閣府・国土交 通省令第2号）	第4条（第5条において準用する 場合を含む。）	認定に関する処分の内容についての通知の受理

別表災害対策基本法の部第76条第2項の項の次に次のように加える。

第76条の4第1項	道路管理者に対する道路の区間指定若しくは車両等の移動等の命令又は緊急通行車両の通行確保のための措置の要請
-----------	--

別表災害対策基本法施行令の部第33条第2項の項の次に次のように加える。

第33条の3第1項	指定をしようとする道路の区間及びその理由の通知の受理
-----------	----------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。